

山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業利用料基準

平成31年(2019年)4月1日

福祉部高齢福祉課

1 利用料の基準

山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業実施要綱第7条第2項の規定により、山陽小野田市緊急時短期入所サービス事業利用料の基準を下表のとおり定める。

区 分	利用料の額 (1日につき)	備 考
要支援1	520円	
要支援2	630円	
要介護1	670円	
要介護2	740円	
要介護3	810円	
要介護4	880円	
要介護5	940円	
生活保護世帯	0円	

2 施行期日

平成31年4月1日